

岩手県国土強靱化地域計画（仮称）

骨子

平成 2 7 年 9 月

岩 手 県

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成25年12月、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定された。

岩手県では、この基本法に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進するための指針とするべく、「岩手県国土強靱化地域計画」を策定することとした。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靱化の観点から、様々な分野の計画等の指針となるもの。

3 計画期間

平成28年度から平成32年度まで（5年間）

第2章 基本的な考え方

1 強靱化を推進する上での4つの基本目標

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られる
 - (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - (3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
 - (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 強靱化を推進する上での7つの事前に備えるべき目標

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護を最大限図る
 - (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
 - (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
 - (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
 - (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
 - (6) 制御不能な二次災害を発生させない
 - (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 岩手県における強靱化を推進する上での10の基本的な方針

- (1) 岩手県強靱化に向けた取組姿勢
 - ① 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討
 - ② 経済社会システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与
 - ③ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - ④ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ
 - ⑤ 関係者相互の連携強化
 - ⑥ 非常時のみならず平時にも有効活用
- (3) 効率的な施策の推進
 - ⑦ 資金の効率的使用による施策の推進
 - ⑧ 国の施策、既存の社会資本、PPP¹/PFI²による民間資金の活用
- (4) 岩手県の特性に応じた施策の推進
 - ⑨ 東日本大震災津波の経験等を踏まえた施策の推進
 - ⑩ 将来、人口が減少した場合にあっても、各地域において基本目標が達成出来る仕組みづくり

¹ PPP : Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。

² PFI : Private Finance Initiative の略。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

第3章 想定するリスク

1 対象とする自然災害

県内で発生しうる大規模自然災害として、地震・津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等を対象とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定。

	自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日〕（規模） 【被害状況】
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)〔H23. 3. 11〕 (M9.0 最大震度7 津波の高さ8.5m以上) ※ 死者・行方不明者数:5,802人 避難者:48,000人 家屋倒壊:25,716棟 産業被害額:8,294億円 公共土木施設被害額:2,573億円 停電:76万戸 ガス供給停止:9.4千戸 断水:18万戸 電話不通:6.6万回線 ※ 津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値を記載。
(2)	津波	
(3)	火山噴火	岩手山における ・山体崩壊〔約6,000年前〕(大規模な山体崩壊) ・水蒸気爆発(水蒸気噴火)〔約3,200年前〕(噴出量1,000万m ³) ・山頂噴火〔1686年(貞享3年)〕(噴出量8,500万m ³) 〔 火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 〕 <岩手県内の活火山：八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山>
(4)	風水害・土砂災害	アイオン台風〔S23. 9. 16〕(最大日降水量285.2mm) 〔 死者・行方不明者数:709人 家屋倒壊:3,715棟 床上浸水:15,774棟 床下浸水:14,157棟 土木被害:5,621ヶ所 農作物被害:60,000ha 〕
(5)	雪害	豪雪災害〔S38. 1. 6〕(最大積雪3m) 〔 死者数:11人 土木(道路)被害:87ヶ所 〕
(6)	その他	三陸フェーン火災〔S36. 5. 30〕(異常乾燥下における林野火災) 〔 建物全焼:1,142棟 〕

2 起きてはならない最悪の事態

対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、7つの事前に備えるべき目標に対する22の起きてはならない最悪の事態を設定。

(目標) 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生
(目標) 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
2-5 被災地における感染症等の大規模発生
(目標) 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
4-2 食料等の安定供給の停滞
(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止
5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
(目標) 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない
6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(目標) 7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野

強靱化すべき施策分野として、5つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定。

(1) 5つの個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ 産業 ⑤ 国土保全・交通

(2) 3つの横断的分野

- ① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策 ③ 人口減少・少子高齢化対策

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方・実施手順

岩手県の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、前章で定めた22の起きている最悪の事態ごとに、県が取り組んでいる現行施策を抽出し、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

また、同じく前章で定めた5つの個別施策分野及び3つの横断的分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとの整理も行った。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用した。

2 脆弱性評価結果

※現状値は今後変更になる場合があります。

7つの事前に備えるべき目標ごとの主な評価結果の概要は下記のとおり。

(1) いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護を最大限図る

- 住宅の耐震化の促進を一層図る必要がある。
[現状] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) 全国82.0% (H25)
- 津波避難計画を未策定の市町村に、計画策定を行うよう、助言等を行う必要がある。
[現状] 津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26)
- 河川整備は、着実に整備が進められているものの、洪水災害に対する安全度の更なる向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。
[現状] 河川整備率(国管理) 49.7% (H26) 河川整備率(県管理) 48.6% (H26)
- 栗駒山に関する火山防災マップの策定に向けた取組の推進や、土砂災害ハザードマップを未策定の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、作成の促進を図る必要がある。
[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山数 2火山 [66.6%] (H26)
土砂災害ハザードマップを作成した市町村
9市町村 [27.3%] (H26) 全国840市町村 [48.9%] (H26)
- 豪雪等に伴う立ち往生車両の未然防止のため、緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去、補償問題への具体的対応や関係機関との情報共有方法等について検討を進める必要がある。
- これまでも各種防災訓練を実施しているが、各市町村における住民参加型防災訓練等の実施への支援などを行っていく必要がある。
[現状] 防災訓練を実施した市町村 29市町村 [88.0%] (H26)
市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3市町村 (H26)

(2) いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行う

- 広域防災拠点の配置、防災拠点の充実に向け、平成27年3月に策定した広域防災拠点運用マニュアルに基づき、平成28年度からの本格運用につなげていく必要がある。
[現状] 広域防災拠点配置数 5箇所
- 孤立集落に対する通信訓練を含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。
[現状] 孤立可能性のある集落数 378集落 (H25) 全国19,145集落 (H25)
県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回 (H26)
- 県庁舎、市町村庁舎、消防庁舎等の耐震化等を一層進めるとともに、消防団への入団促進などの支援を行っていく必要がある。

- [現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国 71.8% (H25)
- 市町村庁舎の耐震化率 67.7% (H25)
- 消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26)
- ・ 災害時における難病患者等への医療的支援、高齢者・障がい者等への福祉的支援、男女のニーズの違いに配慮した支援、外国人への支援、動物救護対策等の充実を図る必要がある。
 - [現状] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26)
 - 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26)
- ・ 感染症対策として、現在行われている研修会や訓練を継続することにより、有事の連携体制を強化する必要がある。
 - [現状] 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年2回 (H26)

(3) いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要不可欠な行政機能を維持する

- ・ 県本庁舎及び合同庁舎における災害時業務継続計画（BCP）は策定済みであるが、防災訓練等を通じた計画の検証を行っていく必要がある。
 - [現状] 県災害時業務継続計画（BCP）を策定する本庁舎及び合同庁舎数 15 庁舎 (H26)

(4) いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域経済システムを機能不全に陥らせない

- ・ 中小企業における業務継続計画（BCP）の策定を継続支援していく必要がある。
 - [現状] BCPセミナーへの参加事業者数 大企業4社 中小企業44社 (H26)
- ・ 農林水産業生産基盤の地震・津波対策を着実に推進していく必要がある。
 - [現状] ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査（レベル2診断）の実施割合 50.0% (H26) 全国 40.0% (H24)
 - 流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率 0.0% (H25) 全国 40.0% (H25)

(5) いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

- ・ 避難所等への燃料等供給の確保のため、県石油商業協同組合等との協定締結及び協定の有効機能のための防災訓練の実施などを、今後も継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ 水道施設及び下水道施設について、耐震化に加え、更新期を迎える施設に関しては、計画的な老朽化対策を促進していく必要がある。
 - [現状] 水道基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国 34.8% (H25)
 - 布設後50年以上経過した下水管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)
- ・ 道路施設の防災対策や幹線道路ネットワークの構築に向け、道路法面など防災施設の対策工事や緊急輸送道路等における既設橋梁の耐震化等を、今後も計画的に行っていく必要がある。
 - [現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) 全国 62.0% (H25)
 - 復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合 15.0% (H26)
- ・ 東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。
 - [現状] 高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26)

(6) いかなる大規模自然災害が発生しようとも制御不能な二次災害を発生させない

- ・ ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・診断を行うほか、ため池の決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成と地域住民への公表を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

[現状] ため池の点検・診断実施割合 55.2% (H26) 全国 40.0% (H25)
ため池のハザードマップ策定率 16.7% (H26) 全国 30.0% (H24)

- ・ 土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源について、市町村と連携した間伐等による適切な森林管理を継続する必要がある。

[現状] 間伐面積 5,823ha (H26) 全国 488,000ha (H24)
造林面積 733ha (H26)

(7) いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域社会・経済を迅速に再建・回復する

- ・ 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、関係機関との協定締結等により、連携を一層推進していくとともに、災害廃棄物処理計画を未策定の市町村に対し、早期の計画策定について助言等を行っていく必要がある。

[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

- ・ 災害時の迅速な対応など、地域の安全で安心な暮らしを支えるために地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりを展開するため、平成 27 年 4 月に「いわて建設業振興中期プラン」を策定したところであり、引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。

[現状] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50 社 (H26)
経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587 人 (H26)

- ・ 少子高齢化や東日本大震災津波の影響等を踏まえ、関係機関と連携し、国の交付金等も活用しながら、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の取組を進めていく必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体数 137 団体 (H26)
コミュニティ助成制度等による活動支援件数 51 件 (H26)

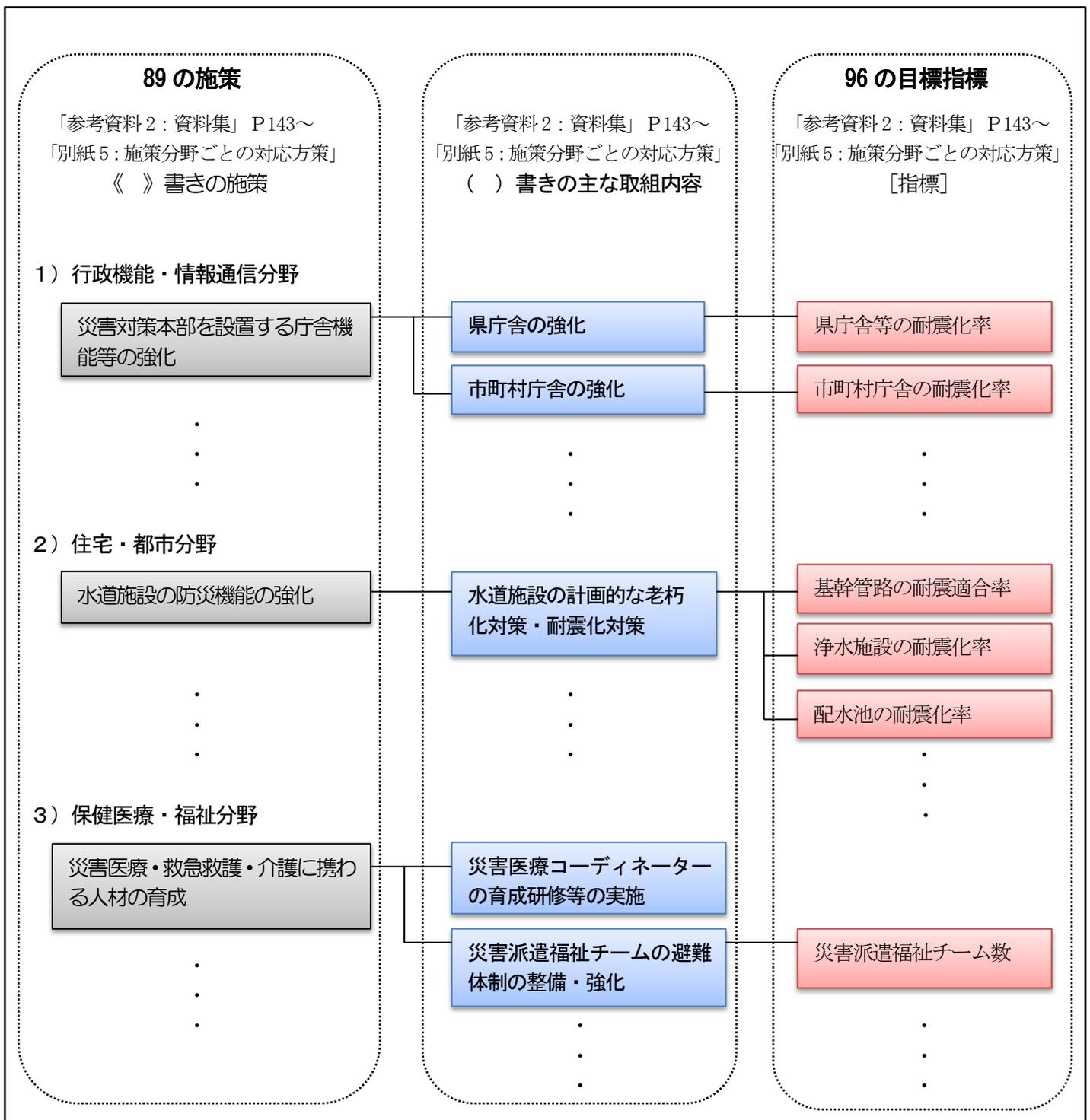
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

脆弱性評価結果を踏まえ、今後、岩手県の強靱化に向けて、主に県が取り組むべき施策として、89 の施策、96 の目標指標に取り組む。

※ 89 の施策、96 の目標指標を計画に掲載。

(起きてはならない最悪の事態や分野間で重複している施策、目標指標は除く。)

《体系図（例示）》



第6章 重点施策

※ 協議事項(3)「資料4」において協議。

第7章 計画の推進と進捗管理

1 計画の進捗管理と見直し（PDCAサイクルの徹底）

計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、PDCAサイクルの徹底を図る。

2 他の計画等の見直し

本計画は、岩手県の強靱化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。